

記入例

第1号様式（第11条関係）

建設工事入札参加資格審査申請書

調達課への提出日を記入する。

令和7年2月3日

（あて先）浜松市長

申請者 共同企業体
の 名 称 浜松經常建設共同企業体

代表者 住 所 浜松市中央区元城町103-2
名 称 株式会社浜松建設
代 表 者 代表取締役 浜松 太郎

住 所 浜松市中央区住吉五丁目13番1号
構成員 名 称 株式会社住吉建設
代 表 者 代表取締役 住吉 次郎

構成員が3者以上の
場合は、行を追加して
記入する。
（各様式共通）

浜松市が発注する建設工事の入札に参加したいので、經常建設共同企業体を結成し、別冊
浜松經常建設共同企業体協定書及び指定の書類を添えて入札参加資格審査を申請いたします。

なお、この入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを
誓約いたします。

調達課への提出日を記入する。

令和7年2月3日

(あて先) 浜松市長

R6.11 に実施した令和7・8年度入札参加資格審査申請時に使用印鑑届欄に押印した印鑑を押す。
(各様式共通)

申請者 共同企業体
の 名 称

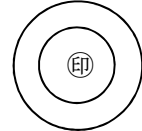
浜松経常建設共同企業体

代表者 住 所
名 称
代 表 者

浜松市中央区元城町103-2

株式会社浜松建設

代表取締役 浜松 太郎

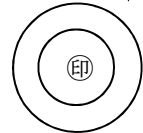


住 所
名 称
代 表 者

浜松市中央区住吉五丁目13番1号

株式会社住吉建設

代表取締役 住吉 次郎

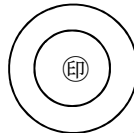


使 用 印 鑑 届

下記の印鑑を入札及び見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求及び受領に使用するため届け出ます。

記

使 用 印 鑑



浜松市との契約書や請求書に使用する印鑑(代表者のもの)を押す。

浜松經常建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、浜松市発注に係る建設工事（以下「建設工事」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、**浜松經常建設共同企業体**（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を**浜松市中央区元城町103-2**に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

協定書の締結日を記入する。

第4条 当企業体は、**令和7年2月3日**に成立し、その存続期間は、**令和9年3月31日**までとする。ただし、当該期間を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後**3**か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

浜松市中央区元城町103-2

株式会社浜松建設

浜松市中央区住吉五丁目13番1号

株式会社住吉建設

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、**株式会社浜松建設**を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

記入漏れに注意する。

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、はままつ銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、工事竣工の都度当該建設工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者としてすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

株式会社浜松建設建設株式会社外 1 社は、上記のとおり**浜松**経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 2 通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

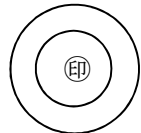
(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることでもよい。

令和 7 年 2 月 3 日

協定書の締結日を記入する。

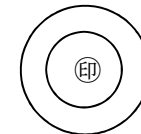
株式会社浜松建設

代表取締役 浜松 太郎



株式会社住吉建設

代表取締役 住吉 次郎



浜松經常建設共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書

浜松市発注に係る下記業種の建設工事については、浜松經常建設共同企業体協定書第 8 条の規定により、当企業体の構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

		記		建設業法による 29 業種に浜松市独自の「水道管工事」、「法面工事・落石防止工事」を加えた 31 の業種の中から選択して記入する。	
1	業種	土木一式工事、建築一式工事			←
2	出資の割合	株式会社浜松建設	60%		←
		株式会社住吉建設	40%		
經常建設共同企業体の構成員に浜松市内に本店を有しない者が含まれる場合における当該共同企業体の代表者の出資比率の最小限度基準は、50%以上とする。					

浜松建設株式会社外 1 社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書 2 通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印して各自所持するものとする。

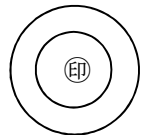
(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

令和 7 年 2 月 3 日

浜松經常建設共同企業体

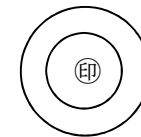
代表者 株式会社浜松建設

代表取締役 浜松 太郎



株式会社住吉建設

代表取締役 住吉 次郎



業 者 情 報 入 力 票

1 共同企業体情報

フリガナ		ハママツケイジョウケンセツキョウドウキギョウタイ					
共同企業体名		浜松経常建設共同企業体					
所在地		〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2					
電話番号		053-457-2176		FAX番号		050-3730-3713	
メールアドレス		tyotatu@city.hamamatsu.shizuoka.jp					
代表者	商号又は名称	株式会社浜松建設					
	氏 名	浜松 太郎		役 職		代表取締役	
取得ISO		○	ISO9001		○	ISO14001	
障害者雇用状況		・重度障害者雇用数 3人 ・その他障害者雇用数 0人					
浜松市災害協定の締結		○	有	○	会社と市との協定		
				加盟する協会等と市との協定 加盟する協会等の名称 ()			
		無					
暴力団等排除の取り組み		○	不当要求防止責任者講習の受講				
再犯防止の取り組み		協力雇用主として登録をしている					

(記入上の注意事項)

- ・取得ISO、障害者雇用状況、浜松市災害協定の締結、暴力団等排除の取り組み、再犯防止の取り組みは、経常建設共同企業体の代表者について記入してください。記入する内容は、令和7・8年度入札参加資格審査申請時と同じ内容としてください。なお、証明書類等の提出は必要ありません。
- ・取得ISOは、取得しているISO等があれば○を記入してください。
- ・障害者雇用状況は、重度障害者の雇用人数と、その他の障害者雇用人数（重度障害者を除く）を記入してください。（該当する職員がいない場合は「0」と記入）
- ・浜松市災害協定の締結は、浜松市との災害協定の有無について○を記入してください。有の場合は会社と市との協定もしくは加盟する協会等と市との協定の該当する方に○を記入し、加盟する協会等に○を記入した場合はその名称を記入してください。
- ・暴力団等排除の取り組みとして、不当要求防止責任者講習を受講した場合は○を記入してください。
- ・再犯防止の取り組みとして、静岡保護観察所に「協力雇用主」の登録をされている場合、○を記入してください。

2 希望業種・部門

希望する業種の希望順位、総合評定値に数字を、希望する部門の希望の有無に○をそれぞれ記入してください。

希望 順位	業種 番号	業 種	総合評定値	部 門	希望の 有無
	01	土木一式	1200	下水道 プレストレストコンクリート	○
	02	建築一式	1000	プレハブ	○
	03	大工			
	04	左官			
	05	とび・土工・コンクリート		ネットフェンス 防球ネット 建築基礎 道路付属物	
	06	石			
	07	屋根			
	08	電気		構内電気設備 照明設備 信号設備 発電設備 蓄電池	
	09	管		給排水衛生 空気調和 ガス配管	
	10	タイル・れんが・ブロック			
	11	鋼構造物		鉄骨工事 鋼橋上部 鉄塔 屋外広告塔 水門等門扉 貯蔵用タンク	
	12	鉄筋			
	13	ほ装			
	14	しゅんせつ			
	15	板金			
	16	ガラス		飛散防止フィルム貼付	
	17	塗装		建物塗装 鋼構造物塗装 路面標示	
	18	防水		アスファルト防水 モルタル防水 シーリング工事 シート防水 FRP防水 塗膜防水 水管橋防蝕	

希望 順位	業種 番号	業 種	総合評定値	部 門	希望の 有無
	19	内装仕上		畳 床仕上 間仕切り	
	20	機械器具設置		プラント設備 運搬機器 集塵機器 給排気機器 揚排水機器 舞台装置 除塵機 エレベータ	
	21	熱絶縁			
	22	電気通信		電話設備 放送機械設備 データ通信設備 情報制御設備	
	23	造園			
	24	さく井			
	25	建具		金属製建具 木製建具 シャッター取付 自動ドア取付	
	26	水道施設			
	27	消防施設		スプリンクラー設置 火災報知設備	
	28	清掃施設			
	29	水道管			
	30	解体			
	31	法面・落石防止		法面 落石防止	

(記入上の注意事項)

- ・ 経常建設共同企業体の構成員が経営事項審査を受けていない業種は希望できません。
- ・ 総合評定値は、令和 7・8 年度の建設工事の入札参加資格審査申請において提出した経営規模等評価結果通知書・総合評価結果通知書の総合評定値をもとに算定してください。経常建設共同企業体の構成員ごとの当該総合評定値の合計値を構成員の数で割った値（その値に小数点 1 位以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記入してください。
- ・ 希望する業種の中で、過去に実績のある部門のみ希望の有無に○を記入してください。
- ・ 29 水道管は「管」の総合評定値をもとに算定してください。